号外第18号

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
（火曜日・金曜日）

令和7年3月31日（月曜日）

目　次

規　則　　ページ
◎高知県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則　1
◎高知県県営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則　3
◎高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則　3
◎高知県契約規則の一部を改正する規則　3
告　示
○特定水産資源の採捕の停止の命令　（漁業管理課）〈3・26掲示〉　3
○令和7年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等　（土木政策課）　3
○令和7年度に県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等　（〃）　5
◎告示（指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任）等の一部改正　（建築指導課）　6
高知県公営企業局管理規程
◎高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程　6

規　　則

高知県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

高知県知事　濵田　省司

高知県規則第30号

高知県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

高知県製菓衛生師法施行細則（昭和42年高知県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「訂正」を「訂正又は政令第5条第1項の規定に基づく製菓衛生師免許証の書換え交付」に改め、同条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とする。

別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。

別記

第1号様式（第3条関係）

製菓衛生師名簿

登録番号		登録年月日	
本籍地都道府県名（国籍）			
ふりがな 氏　　名			
生年月日		性別	
免許の取消しに関する事項	理由 年　月　日		
免許証の書換え交付に関する事項	理由 年　月　日		
免許証の再交付に関する事項	理由 年　月　日		
登録の消除に関する事項	理由 年　月　日		
備考			

注　製菓衛生師免許証に旧姓又は外国人における通称名（以下「旧姓等」という。）の併記の希望があった場合は、「備考」欄に旧姓等を記入する。

第２号様式（第４条関係）

年　　月　　日

高知県知事　様

本籍（都道府県名）
住所
ふりがな
氏　　名　　　　　　　　　　男・女
年　　月　　日生
電話番号

製菓衛生師免許申請書

製菓衛生師の免許を受けたいので、製菓衛生師法施行令第１条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　免許の取消処分を受けたことの有無及び有の場合はその理由及び年月日
　有　・　無
　（理由及び年月日：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

２　麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるか否かの別
　□　私は麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者ではありません。

３　試験合格年月日及び番号

４　製菓衛生師免許証への旧姓又は外国人における通称名の併記の希望の有無及び有の場合は旧姓又は通称名
　有　（旧姓又は通称名：　　　　　　　　　）　・　無

注　次の書類を添えてください。
　１　戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第７条第５号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法第19条の３に規定する中長期在留者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のときは、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）が記載され、かつ、個人番号が記載されていないものに限ります。）。ただし、出入国管理及び難民認定法第19条の３各号に掲げる者のときは、旅券その他の身分を証する書類の写し（製菓衛生師免許証への旧姓又は外国人における通称名の併記を希望する場合は、その旧姓又は通称名の記載があるものに限ります。）
　２　合格証書の写し又は合格証明書

第３号様式（第４条関係）

年　　月　　日

高知県知事　様

本籍（都道府県名）
住所
ふりがな
氏　　名
生年月日　　　　　年　　月　　日
電話番号

製菓衛生師名簿訂正（製菓衛生師免許証書換え交付）申請書

次のとおり変更が生じましたので、製菓衛生師法施行令第３条第１項（第５条第１項）の規定により製菓衛生師名簿の訂正（製菓衛生師免許証の書換え交付）を申請します。

<table>
<tr><td>製菓衛生師名簿登録番号</td><td colspan="3">第　　　　号</td></tr>
<tr><td>製菓衛生師名簿登録年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>区分</td><td>変更前</td><td>変更後</td><td>変更年月日</td></tr>
<tr><td>本籍地都道府県名（国籍）</td><td></td><td></td><td rowspan="3">年　月　日</td></tr>
<tr><td>氏名（ふりがな）その他</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>性別</td><td>男　・　女</td><td>男　・　女</td></tr>
<tr><td>旧姓併記の希望の有無</td><td>有　・　無</td><td colspan="2">（旧姓）</td></tr>
<tr><td>通称名併記の希望の有無</td><td>有　・　無</td><td colspan="2">（通称名）</td></tr>
</table>

注　１　製菓衛生師名簿の訂正と製菓衛生師免許証の書換え交付とを併せて申請することができます。
　２　製菓衛生師名簿の訂正の場合は、変更の事実を証明することができる書類（戸籍の謄本又は抄本、住民票の写し等（本籍（中長期在留者又は特別永住者のときは、国籍等）が記載され、かつ、個人番号が記載されていないものに限ります。）を添えて、変更が生じた日から30日以内に申請してください。
　３　製菓衛生師免許証の書換え交付の場合は、製菓衛生師免許証を添えてください。

別記第５号様式を次のように改める。

第５号様式　削除

別記第８号様式中

「本籍（都道府県名）

住所

ふりがな

氏　　名

年　　月　　日生

電話番号　　　　　　　　　　　」

を

「住所

ふりがな

氏　　名

年　　月　　日生

電話番号　　　　　　　　　　　」

に改める。

別記第10号様式中

「本籍都道府県名（国籍）

氏名

年　　月　　日生」

を

「氏名

年　　月　　日生」

に改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

高知県県営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

高知県知事　濵田　省司

高知県規則第31号

高知県県営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

高知県県営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則（平成24年高知県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「第35条第１項第１号」を「第30条第１項第１号」に改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

高知県知事　濵田　省司

高知県規則第32号

高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成26年高知県規則第84号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１号中「第15条第１項」を「第14条第１項」に改める。

別記第２号様式、別記第６号様式及び別記第７号様式中「㊞」を削る。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

高知県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

高知県知事　濵田　省司

高知県規則第33号

高知県契約規則の一部を改正する規則

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第31条第１号中「250万円」を「400万円」に改め、同条第２号中「160万円」を「300万円」に改め、同条第３号中「80万円」を「150万円」に改め、同条第４号中「50万円」を「100万円」に改め、同条第５号中「30万円」を「50万円」に改め、同条第６号中「100万円」を「200万円」に改める。

第38条第１項第１号中「250万円」を「400万円」に、「160万円」を「300万円」に、「100万円」を「200万円」に改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

告　　　示

高知県告示第200号の２

くろまぐろ（30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。）の漁船漁業による採捕の数量が、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第１項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別（令和７年１月１日から同年３月31日まで）の数量を超えるおそれが著しく大きいため、同法第33条第２項第１号の規定に基づき、令和７年３月27日から同月31日までの間、くろまぐろの漁船漁業による採捕の停止を命ずる。

令和７年３月26日（掲示済）

高知県知事　濵田　省司

高知県告示第243号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５第１項の規定に基づき、令和７年４月１日から令和８年３月31日までの間に県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第１項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第４条に規定する特定調達契約に該当するものに係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。

令和７年３月31日

高知県知事　濵田　省司

１　一般競争入札に参加する者に必要な資格等

（１）　一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査（建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を含む。以下「資格審査」という。）をし、高知県建設工事一般競争入札参加資格者登録名簿（以下「資格者登録名簿」という。）への登録を決定した者とする。ただし、知事が別に定める様式による建設工事一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出する日において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。

なお、資格審査による格付は、行わない。

ア　希望する建設工事について建設業法に基づく建設業の許可を受けていない者

イ　申請書を提出する日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税（県内に従たる営業所を有する者にあっては、当該従たる営業所を管轄する県税事務所長の課した県税を含む。）又は市区町村税を滞納している者。ただし、資格審査を申請する日までに完納した場合は、この限りでない。

ウ　手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者

エ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

オ　その他経営状態が著しく不健全であると認められる者

カ　次のいずれかに該当するものとして知事が認める者

（ア）　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（イ）　暴力団員等（高知県暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

（ウ）　役員等（法人にあっては代表役員等及び一般役員で

あって経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員等に該当するもの

（エ）　役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの

（オ）　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

（カ）　役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

（キ）　役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

（ク）　役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

（ケ）　役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

（コ）　(ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

キ　次に掲げる規定による届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第２条第３項に規定する建設業者をいう。）（当該届出の義務がある者に限る。）

（ア）　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

（イ）　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

（ウ）　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条

（２）　次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、その者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者登録名簿に登録するものとする。

ア　資格者登録名簿に登録されていない者で、新たに一般競争入札に参加しようとするもの

イ　資格者登録名簿に登録されている者と他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが合併した場合

ウ　資格者登録名簿に登録されている個人が法人組織に変更した場合

エ　資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者が他の資格者登録名簿に登録されている者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合

オ　資格者登録名簿に登録されている者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した（会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。）場合

カ　資格者登録名簿に登録されている者と他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合を設立した場合

（３）　(２)のエ又はオに掲げる事項に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。

２　資格審査の申請の方法

資格審査を受けようとする者は、申請書及び知事が別に定める様式による添付書類（以下「添付書類」という。）を知事に提出しなければならない。

３　申請書等に使用する言語

申請書及び添付書類の記載に使用する言語は、日本語とする。

４　申請書の変更の届出

申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届（様式は、任意とする。）を直ちに知事に提出しなければならない。

（１）　営業所の名称又は所在地

（２）　商号又は名称

（３）　法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名

（４）　(１)から(３)までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項

５　資格の取消し

知事は、資格者登録名簿に登録されている者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。

（１）　資格者登録名簿に登録された日以後に、１の(１)のア及びウからキまでに掲げる事項のいずれかに該当することとなったとき。

（２）　申請書及び添付書類の記載事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

（３）　その資格を辞退したとき。

６　資格の再審査

次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合、その者の申請により、知事が別に定める資格の再審査を行うものとする。

（１）　会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行った者

（２）　特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者

（３）　民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行った者

７　資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続

（１）　資格の有効期間

資格者登録名簿に登録された日から令和８年３月31日までとする。

（２）　資格の有効期間の更新手続

(１)の資格の有効期間の更新を希望する者は、令和８年３月中に令和８年度の資格審査に関する告示をする予定であるので、当該告示に基づき必要な申請書及び添付書類を提出すること。

８　その他

平成16年８月高知県告示第543号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱）、平成17年７月高知県告示第538号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成18年８月高知県告示第556号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成19年８月高知県告示第492号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成22年９月高知県告示第522号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成23年９月高知県告示第642号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成26年９月高知県告示第525号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成29年３月高知県告示第163号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、令和５年８月高知県告示第542号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）及び令和５年11月高知県告示第710号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）若しくは平成18年12月高知県告示第771号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱）、平成19年11月高知県告示第727号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱の一部改正）、平成23年12月高知県告示第798号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱の一部改正）、平成26年12月高知県告示第678号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱の一部改正）、平成29年３月高知県告示第164号（高知県建設工事競争入札（高知県外

に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱の一部改正）及び令和５年10月高知県告示第685号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱の一部改正）に係る参加資格に関する審査の結果、高知県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者又は令和６年３月高知県告示第104号（令和６年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等）に係る資格審査の結果、資格者登録名簿に登録されている者は、資格者登録名簿への登録を決定した者とみなす。この場合において、その者の一般競争入札の参加資格の有効期間は、高知県建設工事入札参加資格者名簿又は資格者登録名簿に登録された日から令和８年３月31日までとする。

高知県告示第244号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５第１項の規定に基づき、令和７年４月１日から令和８年３月31日までの間に県が発注する土木、建築事業等に係る調査、計画及び設計の業務の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第４条に規定する特定調達契約（同令第２条第４号に規定する特定役務のうち同号イに規定する建設工事に係る役務の調達のため締結される契約を除く。）に該当するものに係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。

令和７年３月31日

高知県知事　濵田　省司

１　一般競争入札に参加する者に必要な資格等

（１）　一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）をし、高知県測量、建設コンサルタント等一般競争入札参加資格者登録名簿（以下「資格者登録名簿」という。）への登録を決定した者とする。ただし、知事が別に定める様式による一般競争入札参加資格審査申請書（測量、建設コンサルタント等業務）（以下「申請書」という。）を知事に提出する日において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。

ア　資格審査を申請する業務について、法律上必要な資格を受けていない者

イ　申請書を提出する日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税（県内に従たる営業所を有する者にあっては、当該従たる営業所を管轄する県税事務所長の課した県税を含む。）又は市区町村税を滞納している者。ただし、資格審査を申請する日までに完納した場合は、この限りでない。

ウ　測量業務にあっては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第１項の登録を受けていない者

エ　土木関係建設コンサルタント業務にあっては、建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月建設省告示第717号）第２条第１項の登録を受けていない者

オ　建築関係コンサルタント業務にあっては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第１項の登録を受けていない者

カ　地質調査業務にあっては、地質調査業者登録規程（昭和52年４月建設省告示第718号）第２条第１項の登録を受けていない者

キ　補償コンサルタント業務にあっては、補償コンサルタント登録規程（昭和59年９月建設省告示第1341号）第２条第１項又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第１項の登録を受けていない者

ク　土木関係その他業務のうち環境調査業務及び水質等分析業務にあっては、計量法（平成４年法律第51号）第107条の登録を受けていない者

ケ　手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者

コ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

サ　その他経営状態が著しく不健全であると認められる者

シ　次のいずれかに該当するものとして知事が認める者

（ア）　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（イ）　暴力団員等（高知県暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

（ウ）　役員等（法人にあっては代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員等に該当するもの

（エ）　役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの

（オ）　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

（カ）　役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

（キ）　役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

（ク）　役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

（ケ）　役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

（コ）　(ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

（２）　次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、その者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者登録名簿に登録するものとする。

ア　資格者登録名簿に登録されていない者で、新たに一般競争入札に参加しようとするもの

イ　資格者登録名簿に登録されている者と他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが合併した場合

ウ　資格者登録名簿に登録されている個人が法人組織に変更した場合

エ　資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者が他の資格者登録名簿に登録されている者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合

オ　資格者登録名簿に登録されている者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した（会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。）場合

カ　資格者登録名簿に登録されている者と他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合を設立した場合

（３）　（２）のエ又はオに掲げる事項に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。

２　資格審査の申請の方法

資格審査を受けようとする者は、申請書及び知事が別に定める様式による添付書類（以下「添付書類」という。）を知事に提出しなければならない。

３　申請書等に使用する言語

申請書及び添付書類の記載に使用する言語は、日本語とする。

4　申請書の変更の届出
申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届（様式は、任意とする。）を直ちに知事に提出しなければならない。
（1）　営業所の名称又は所在地
（2）　商号又は名称
（3）　法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
（4）　(1)から(3)までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項
5　資格の取消し
知事は、資格者登録名簿に登録されている者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。
（1）　資格者登録名簿に登録された日以後に、1の(1)のア及びウからシまでに掲げる事項のいずれかに該当することとなったとき。
（2）　申請書及び添付書類の記載事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
（3）　その資格を辞退したとき。
6　資格の再審査
次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合、その者の申請により、知事が別に定める資格の再審査を行うものとする。
（1）　会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行った者
（2）　特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者
（3）　民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行った者
7　資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続
（1）　資格の有効期間
資格者登録名簿に登録された日から令和8年3月31日までとする。
（2）　資格の有効期間の更新手続
(1)の資格の有効期間の更新を希望する者は、令和8年3月中に令和8年度の資格審査に関する告示をする予定であるので、当該告示に基づき必要な申請書及び添付書類を提出すること。
8　その他
平成18年12月高知県告示第772号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱）、平成19年11月高知県告示第728号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成23年12月高知県告示第799号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成24年12月高知県告示第763号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成29年3月高知県告示第165号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、令和4年12月高知県告示第933号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）及び令和5年10月高知県告示第674号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）に係る参加資格に関する審査の結果、高知県測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登録されている者又は令和6年3月高知県告示第105号（令和6年度に県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等）に係る資格審査の結果、資格者登録名簿に登録されている者は、資格者登録名簿への登録を決定した者とみなす。この場合において、その者の一般競争入札の参加資格の有効期間は、高知県測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿又は資格者登録名簿に登録された日から令和8年3月31日までとする。

高知県告示第245号

次に掲げる告示中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改める。

令和7年3月31日

高知県知事　濵田　省司

1　平成27年7月高知県告示第412号（指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任）
2　平成27年7月高知県告示第413号（指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任）
3　平成27年7月高知県告示第414号（指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任）
4　平成27年7月高知県告示第415号（指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任）
5　平成27年7月高知県告示第416号（指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任）
6　平成27年10月高知県告示第570号（指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任）
7　平成27年10月高知県告示第604号（指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任）
8　平成27年12月高知県告示第714号（指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任）
9　平成29年10月高知県告示第679号（指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任）

公営企業局管理規程

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

高知県公営企業局長　澤田　昌宏

高知県公営企業局管理規程第2号

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第18条第1号中「250万円」を「400万円」に改め、同条第2号中「160万円」を「300万円」に改め、同条第3号中「80万円」を「150万円」に改め、同条第4号中「50万円」を「100万円」に改め、同条第5号中「30万円」を「50万円」に改め、同条第6号中「100万円」を「200万円」に改める。

第21条第1項第1号中「250万円」を「400万円」に、「160万円」を「300万円」に、「100万円」を「200万円」に改める。

附　則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。